

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号	2-228
処分の種類	道路予定区域について第48条第2項を準用			
根拠法令条例等・条項	道路法第91条第2項			
処分の概要	道路予定区域について第48条第2項の規定を準用する。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく法令の定め以上に具体化するのが困難なため)			
基準の制定根拠	—			